

宗像市における市民参画・協働の更なる推進のための提言（案）

平成 27 年 3 月に策定された「第 2 次宗像市総合計画」において、その戦略的取組のひとつに“協働の推進”を掲げています。また、「宗像市市民活動推進プラン」「第 2 次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画」をはじめ、各種計画等においても市民参画と協働により施策を進めることが記されており、まちづくりを進めるうえでの基本理念として位置づけられています。

一方で、「市民参画・協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「参画条例」という。）」は制定され 10 年が経過し、その成果の検証をはじめ、一部見直しが必要と思われる制度や運用などの課題も見えてきました。

そこで、市民力を生かした、市民が主役のまちづくりを目指し、市民参画と協働を更に進めるための方策を本審議会において検討し、協議を行い、下記のように提言としてまとめました。

実施機関及び関係機関におかれましては、提言の趣旨を踏まえ、改善策等の検討を行い、速やかに実行されることを望みます。

平成 27 年 月 日

宗像市長 谷 井 博 美 様

宗像市市民参画等推進審議会
会長 井 上 豊 久

記

I 平成 21 年度提言の経過

審議会では、平成 21 年度に市民参画と協働の施策について検討、協議し、「市民参画・協働のさらなる推進に向けて」として提言を行いました。

まず、その提言に基づく取り組みの経過を検証します。

1、市民意見提出手続（パブリック・コメント）について

提 言 内 容	取 組 状 況
貸出用資料など市民が自宅等で案を読み、意見を提出しやすいようにすること。	・提言内容を反映した「市民参画手続事務マニュアル」を作成し、職員への周知に努めている。
広報の掲載方法について工夫すること。 ①ポイントの記載 ②結果の報告 ③意見提出者の氏名を公表しない旨の周知	・閲覧場所の一部では貸出用資料を準備している。 ・広報に実施の記事を掲載する時は、計画案等のポイントを記載している。 ・結果については、計画本体に掲載するほか、市公式 HP で公表している。
概要版、ダイジェスト版などを作成し、理解しやすいようにすること。	・提出者の氏名は公表しない旨を、募集時に周知し

必要に応じて担当部署による説明会等を開催すべきである。	ている。
1年度間の予定について年度当初に広報紙に掲載するなど、予め計画的に資料収集がしやすいようにすること。	・概要版、ダイジェスト版を作成し、閲覧場所に設置して持ち帰り可能とし、HPにも掲載している。 ・パブリック・コメントの説明会を開催するよう、マニュアルに記載している。 ・1年間の予定告知については、準備中であるが、完全な実施には至っていない。

2. 附属機関（審議会等）の議論の活性化について

提 言 内 容	取 組 状 況
市民公募委員が十分な議論ができるよう、事前学習会を開催すること。	・提言内容を反映した「市民参画手続事務マニュアル」を作成し、職員への周知に努めている。
附属機関の役割、流れ等についてまとめた委員向けのマニュアルを作成すること。	・委員向けマニュアルについては、就任時（依頼時）に円滑に進められるよう、作成指導に努めている。
職員向けのマニュアルを作成すること。	・資料の事前配布やオリエンテーションの実施、議論の活性化のための方策などに努めている。
会議の進め方について ①資料を事前配布すること。 ②ワークショップ等の手法を用いること。	

3. 協働の推進に向けた取組みについて

提 言 内 容	取 組 状 況
人的サポートの充実 ①市民活動交流室のコーディネート機能の充実と情報発信。 ②市民活動団体と担当課の連携。 ③アドバイザー設置や相談会など、人的支援情報のシステム化。	・市民サービス協働化提案制度による「むなかた市民フォーラム」との協働委託により、コーディネート機能、情報発信、連携や相談事業の充実強化を目指している。
情報提供の充実 ①講演会、研修会等のデータベース化。 ②広報紙等で活動の内容を掲載。 ③活動の成果を共有できる場を設ける。 ④コミュニティ・センター等での情報提供。	・データベース化については未着手。 ・市民フォーラムへの委託事業や市民活動交流まつり、その他様々な機会を設けて情報提供に努めている。
ネットワークの充実 ①研修会や交流会などでネットワーク化。 ②コミュニティ運営協議会への情報提供。	・交流まつりや連携会議を開催し、ネットワーク化や情報提供を図った。
協働に関する職員の意識啓発	・職員研修を実施した。 ・新規採用時や3年目職員は、コミュニティでの研修を行っている。

4. 市民サービス協働化提案制度について

提 言 内 容	取 組 状 況
見直しの方向性を提言 ①審査基準 ②審査基準ごとの審査に係る視点 ③提案団体の提出様式と審査基準の明確な整合性の確保 ④審査委員会における審査の手順	・提言内容に準じて制度の見直しを行い、要綱の改正等必要な手続きを行った。

Ⅱ 各施策に対する提言

1. 市民参画について

(1) 行政の取組み

◆現状と課題

パブリック・コメントについては、平成 21 年度の提言以降マニュアル整備や運用の改善が図られ、一定の成果が見られます。しかし、パブリック・コメントについては、以下のとおり案件による意見数の差が見受けられます。これは、実施時期が集中したり、計画の内容が分かりにくかったりすることもその要因の一つとも考えられます。なお、パブリック・コメントに合わせて説明会等を開催した案件（＊）では、比較的多くの意見が提出されており、それ以外にも地域や対象者を絞った説明会も行われており、何らかの形で説明を行うことは、一定の効果があると考えられます。

資料；パブリック・コメントの実施状況

年度	実施件数 (A)	寄せられた意見		(A) のうち 意見 0 の件数
		人 数	件 数	
H26	20	102	273	8
H25	7	5	12	5
H24	6	13	39	1
H23	8	31	162	1
H22	6	29	76	3

資料；平成 26 年度のパブリック・コメント実施状況

案件	実施期間	意見数	案件	実施期間	意見数
A	4/1～4/30	0	K	12/25～1/26	0
B	5/15～6/15	6 人、28 件	L	1/9～2/9	0
C	7/17～8/15	*69 人、81 件	M	1/20～2/18	2 人、8 件
D	9/8～10/7	0	N	1/20～2/18	*5 人、30 件
E	9/8～10/7	3 人、43 件	O	1/20～2/18	0
F	12/7～1/14	0	P	1/20～2/18	0
G	12/7～1/14	0	Q	2/2～3/3	1 人、1 件
H	12/7～1/14	1 人、2 件	R	2/2～3/3	1 人、3 件
I	12/7～1/14	*6 人、56 件	S	2/2～3/3	*3 人、9 件
J	12/12～1/23	*4 人、9 件	T	2/29～3/20	*1 人、3 件

＊は、パブリック・コメント説明会等を実施した案件

また、施策の検討過程に市民の意見を反映させることが、市民参画の目的であることを鑑みると、ある程度協議がなされた結果の最終案に対する意見を求めるパブリック・コメントだけでは十分とは言えません。参画条例に則り、計画策定等の初期段階から市民の意見を取り入れる方策として、その理念を具現化する新たな取組みが求められます。

市民生活に大きな影響を与える新しい施策の実施、または、現行のものを改廃する場合は、市民説明会を実施することが望ましい。行政は、市民の立場・視点に配慮し、内容の周知と理解を深める機会とする必要があります。

●対応策

市民参画は、施策を進めるうえで市民の理解を深めることになるので、今後とも積極的に進める必要があります。

具体的な対応策は、審議会と行政の担当課とで今後協議、検討を進めながら考えていくことが必要であると考え、ここでは方向性のみを示すこととします。

- ①パブリック・コメントについては、市民が意見を出しやすく、行政にも無理がない方策を検討する。
- ②行政の説明責任を果たし市民の理解を深めるうえで、説明の機会を設けることは重要。条例に規定する市民説明会、パブリック・コメント用の説明会をはじめ、市民向けの説明会等を積極的に開催するとともに、一方的な説明でなく市民との議論を深めることや、市民同士の対話も図られるような手法も検討する。
- ③参画条例施行後 10 年を経過したこともあり、条例やマニュアルに規定されたもの以外での取り組みの位置づけや新たな手法の創出など、実情に即し、更なる充実強化に資するよう、規則規程や運用面での必要な見直しを行う。

（２）市民の参画意識の向上

◆現状と課題

平成 26 年度市民アンケートにおいて、以下のような結果が得られました。市民参画の理念や手法が十分に浸透し、行動に移されているとは言い難い状況にあると思われます。

審議会、パブリック・コメントなどに参加した割合
ある；4%、ない；95%
市民が主体的に取り組むまちづくりについての満足度
満足；3%、やや満足；14%、普通；51%、やや不満；8%、不満；3%
市民が主体的に取り組むまちづくりについての重要度
重要；22%、やや重要；28%、普通；29%、あまり重要でない；3%、重要でない；1%
行政と市民の情報共有についての満足度
満足；5%、やや満足；14%、普通；54%、やや不満；7%、不満；3%
行政と市民の情報共有についての重要度
重要；26%、やや重要；25%、普通；30%、あまり重要でない；1%、重要でない；1%
今後の重要度（39 施策中）の順位
多様な生涯学習の創出；37 位、コミュニティ活動・市民活動の推進；32 位

平成 27 年 1 月 13 日から平成 27 年 2 月 2 日に 2,000 人に対して調査。回収数 793 件。

情報共有について、重要度は高いが満足度は高くないなど、情報共有や発信に課題が見られます。関連施策の重要度の順位は、それが影響しているとも考えられます。

また、コミュニティや自治会などの地域活動では、地域の活性化のためにます。しかし必ずしも住民の参画意識の向上につながらず、担い手不足や自治意識の希薄化をも招いていることは、その活動がまちづくりにつながっているという意識や評価がなされていないと思われます。

●対 応 策

市民活動や地域活動をとおしたまちづくりへの参画意識の向上、醸成につながる取り組みが求められます。ここにおいても、前項同様今後の方向性を示します。

- ①市民参画手続の状況のみを評価指標とせず、市民力によるまちづくりが評価できる指標の設定を検討する。
- ②市民活動や地域活動を評価し、その必要性や大切さを伝えるとともに、シビックプライド（市民がまちに対して持つ愛着・誇り）の高揚、醸成につなげる。

- ③そのための情報の共有と発信の充実、強化を図るとともに、市民が参画しやすいルールづくりなどを検討する。

（３）宗像市市民参画等推進審議会の役割

◆現状と課題

市民参画について、参画条例が順守されているか、その理念に基づいた運営がなされているかを、審議会がチェックする役割を担っています。

近年は、人づくりでまちづくり事業補助金等の審査業務の比重が大きく、前述の役割を十分果たしているとは言えない状況です。その一方で、市民参画の視点から意見書が市民団体から提出されるなどの事例もあり、審議会に求められる役割は高まっているとも言えます。

●対応策

参画条例に規定する市民参画の理念や手続き順守のチェック機関としての役割を確立するとともに、市民参画の推進に必要な審議、提案を行っていきます。

- ①審議会の職務の確認、必要に応じた整理や見直し。
- ②市民参画の更なる推進のため、積極的に検討、審議し、提言や答申を行う。

2. 協働の推進について

（１）人づくりでまちづくり事業補助金の再構築

◆現状と課題

平成 15 年の事業開始から昨年度まで 120 を超える事業が採択され、その活動が様々な分野にわたり宗像市のまちづくりに貢献してきたことは評価できます。

資料；人づくりでまちづくり事業補助金採択数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
新規	4	7	8	15	18	6	14	16	5	10	12	9
継続	0	3	8	12	12	21	15	14	19	14	14	16
計	4	10	16	27	34	27	29	30	24	24	26	25

しかし、団体の成熟度や事業の実施年数、事業区分に拘らず補助金額や審査項目が同一で、目標達成や事業の実施に疑問が生じる案件が散見されるようになりました。

また、行政の関連部署との連携も十分とは言えず、加えて補助終了後の支援の必要性、評価の視点の不足及びコミュニティとの連携など制度や考え方の精査が必要な事例など、課題が生じてきています。

●対応策

当該補助制度の目的を再確認し、それに則した制度の抜本的な再構築を行う必要があります。

- ①団体の成熟度、事業の実施年数及び事業区分等に応じた補助制度の設定を検討する。
- ②団体の実情、実施年数、事業区分、事業の必要性や評価の視点を取り入れた審査基準、適切な審査日程や方法などを検討する。
- ③報告会の充実などにより、評価の視点を取り入れるとともに、事業の成果や活動の広がりにつながる方策を検討する。
- ④協働や社会資源としての可能性を探るため、審査時、実施期間中及び終了時の行政の

関連部署との関わり方を検討し連携を強化する。特に企画提案型事業に関しては確実に進める。

- ⑤団体の支援や指導について、審査時、実施期間中及び終了後などの状況に則し、必要な方策が採れるよう支援体制を整備する。

（２）協働の充実、強化

◆現状と課題

市民サービス協働化提案制度では、平成 19 年度以降約 50 事業が採択（再提案含む）され、それを含み現在 60 を超える事業が協働委託により実施されるなど、協働によるまちづくりが進められてきました。これらについての検証と評価を行い、協働の目的と効果を明確にして団体と行政が共有し、相互理解することが必要です。

資料：協働委託事業数

	業務種別				受託者種別			計
	草刈清掃等	施設管理運営	企画運営等	その他	コミュニティ	市民活動団体	住民組織その他	
H27	16	5	31	10	23	24	14	62
H26	18	4	41	11	24	36	14	74
H25	17	3	39	9	20	34	14	68

*H26 は暫定予算のため、重複事業あり

また、地域課題の解決に協働は有効と思われますが、コミュニティと市民活動団体との協働について、その効果が十分認識されているとはいえず、その情報提供や取り組み推進が求められます。

加えて、防災や防犯、子育て支援及び介護予防事業などに、今後協働の必要性は高まるものと思われます。

●対応策

協働委託を行うにあたっては、市民活動団体等が持つ特性や専門性を生かすとともに、行財政改革にも寄与するという目的や効果を団体と行政双方が理解する必要があります。

また、それらをつなぎ協働を進めるコーディネート機能の充実強化と、団体を支援する環境整備が必要です。

- ①団体と行政双方が目的、効果及び到達点を明確にし、相互理解と共有、共感を図る体制を構築する。
- ②市民活動推進プランアクションプランにより、協働事業に関する検証と評価を実施するとともに、その情報を共有する方策を検討する。
- ③コミュニティと市民活動団体の協働を進めるため、事例を調査収集し、その手法や効果の情報を提供、発信する。
- ④課題の抽出、マッチング及び団体間の交流や連携をはじめ必要な支援が行えるコーディネート機能の充実強化が必要。加えて団体側と行政側それぞれに備え、それらがネットワークを形成できるような体制を検討する。
- ⑤多様な担い手との協働によるコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの創出に向けての体制や手法を検討する。

（３）市民企画提案型協働化事業の検討

◆現状と課題

市民サービス協働化提案制度は、対象が既に行政が取り組んでいる事業に限られており、ある程度提案が尽くされた感があります。また人づくりでまちづくり事業補助金は、効果があると思われる事業でも、補助終了と同時に事業も終了する例もあるようです。

市民が主役のまちづくりを更に進めるため、行政内外での認識の向上や協働に関する制度の検証、見直しが求められています。その一つとして、市民企画提案型による協働化事業の創出が、第２次総合計画に謳われ、市民活動推進プランの施策にも掲げられています。

●対応策

市民サービス協働化提案制度の対象として掲げられていない事業について、その中には手段や手法がないために着手できないものや、課題が潜在しているものも含まれているかもしれません。多様な担い手の確保や、課題の抽出に企画提案型は有効と思われます。

そのためには、市民と行政双方で目的や効果を明確にして共有し共感、そして協働すること、「協働の種」を探すことから始める必要があります。

企画提案型による協働化事業については、市民等からの提案に基づき、市が実施主体として完全に市の事業に取り込み委託事業として実施するものや、市と団体が共同主体としてそれぞれ事業を分担しながら実施する方法も考えられます。新しい公共として、当市にとって最適な方法を、行財政改革の視点も取り入れながら検討する必要があります。

①まず、「協働の種」を探す場を設定する。

- ・まちづくり懇談会、各地区会議、部会長会議及び各種研修などを活用したコミュニティとの対話
- ・人づくりでまちづくり事業（特に企画提案型）等における団体との対話
- ・イベントなど、市民や団体からの提案の場などを活用した市民との対話など

②次に、他自治体の事例等を参考にしながら、宗像方式の制度設計について調査研究する。

３．推進体制について

（１）行政における体制の充実、強化

◆現状と課題

平成 21 年度の提言以降、職員研修やコミュニティ・市民活動団体との協働事業の実践等により協働の意識は進んでいるものと思われますが、なお一層の充実と強化、そして行政内部にとどまらず、関係機関にも協働意識の醸成が図られることが望まれます。

資料；平成 26 年度職員アンケート

あなたの職場では、市民参画や協働に取り組んでいますか
とりくんでいる；49%、今後取り組みたい；2%、以前取り組んでいたが今はやめている；1%、取り組んでいない；25%、わからない；22%
市民参画、市民協働は今後どうすべきだと思いますか
推進すべき；31%、どちらかと言えば推進すべき；34%、どちらとも言えない；25%、どちらかと言えばやめるべき；2%、やめるべき；1%、わからない；7%
あなたは参画条例を知っていますか
内容まで理解している；36%、名前は聞いたことがある；57%、全く知らない；7%

あなたは市民活動推進プランを知っていますか
内容まで理解している；25%、名前は聞いたことがある；64%、全く知らない；11%
あなたは市民意見提出手続を知っていますか
内容まで理解している；31%、名前は聞いたことがある；46%、全く知らない；23%
あなたは市民サービス協働化提案制度を知っていますか
内容まで理解している；40%、名前は聞いたことがある；46%、全く知らない；13%

第2次総合計画では、「協働の推進」が戦略的取組の一つに掲げられ、全施策に協働の視点が位置付けられていることもあり、全庁をあげて取り組む必要があります。

また、市民参画と協働に関する情報の集約と発信、共有、対話の機会の充実強化、外部評価等、評価のあり方の確立が必要です。

●対応策

職員の意識改革の取り組みは継続して進めるとともに、組織としての推進体制の充実強化が必要です。

また、情報集約や発信、共有を進めるためには、行政におけるコーディネート機能の確立が必要です。

- ①市民活動推進プランアクションプランに基づき、職員研修等の推進と進行管理。
- ②協働に関する行政の担当窓口の充実強化、情報の集約と発信。
- ③協働のまちづくり推進本部を中核とした推進体制の確立と、審議会との連携強化。評価制度の確立。

（２）中間支援機能の充実・強化

◆現状と課題

団体の運営について、活動資金だけでなく労務管理や会計処理など、専門分野での支援が求められてきているようです。

また、団体側も、協働の担い手としてのスキルアップが必要であり、場合によっては一団体だけでなく複数の団体や大学、企業との連携も考えられます。

●対応策

団体の支援やコーディネートが行える中間支援機能の確立が求められます。

- ①団体の支援、団体間の交流事業の企画運営。
- ②団体やコミュニティにおける協働コーディネーター配置や育成を検討。
- ③コーディネーターのネットワークを形成。